

令和 8 年度川崎市職員（小児科医師）採用選考案内

申込受付期間

募集期間：令和 8 年 9 月 4 日（金）～令和 8 年 10 月 5 日（月）

※午後 5 時（受信有効）

1 選考区分及び採用予定人員

（１）選 考 区 分 医 師（小児科医師）

（２）採用予定人員 1 名

2 職務概要

川崎市では、支援が必要な子育て家庭の早期把握・対応、事態の重篤化の防止等に向け、こども家庭相談における支援体制強化を図ります。

また、児童虐待に的確に対応し専門性を活かした相談援助を行うため、必要な体制を確保するとともに、家庭環境に課題を抱える児童の一時保護や適切な措置等を行います。配属先及び職務概要については、次のとおりです。

なお、当初の配属先は、こども未来局南部児童相談所を予定しています。

配属先	職務概要
こども未来局	・ 児童相談所における診察、医学的検査等による子どもの診断 ・ 児童相談所が援助を行うに当たっての子ども、保護者等に対する医学的見地からの診断、評価 ・ 子ども、保護者、関係機関等に対する医学的見地からの指示、指導 ・ 児童相談所における児童心理司、児童福祉司、保健師、看護師、一時保護所職員が行う業務に対する医学的見地からの助言、指導 ・ 判定会議、援助方針会議等への出席 ・ 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整 など

3 受験資格

次の要件をすべて満たす人

（１）令和 9 年 4 月 1 日時点で 65 歳未満の人（昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた人）

※年齢要件については、人事委員会の運用と合わせ、採用試験・選考実施年度翌 4 月 1 日時点での年齢を基準とする。

(2) 資格免許

医師免許を有し、小児科診療及び治療に従事した経験を有すること

(ただし、平成16年4月以降の卒業生については医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了していること。)

※日本専門医機構認定小児科専門医が望ましい。

(3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考科目、日時及び場所

選考科目	日時及び会場
面接考査	受験票にて時間及び会場をお知らせします。 10月19日(月)、10月20日(火)(予定)

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

5 申込手続

申込方法	本市ホームページから Web フォームにアクセスし、必要事項を全て入力し、申込を行ってください。 【URL】 https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000189802.html 【二次元コード】 
提出書類	医師免許証の写し ※申込みの Web フォームにデータを添付してください。
受付期間	令和 8 年 9 月 4 日（金）～令和 8 年 1 0 月 5 日（月） ※午後 5 時（受信有効）
受験票の交付	受験票は、Web フォームより提出された履歴書により受験資格を審査した後、本人宛てにメールにて通知します。

6 最終合格発表日

令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火）午前 1 0 時頃（予定）

7 採 用

- （1）最終合格者は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和 9 年 4 月 1 日に採用されます。
- （2）受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。
- （3）令和 8 年 12 月 25 日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、業務範囲の限定等の措置を講じる必要があるため、本選考の最終合格の決定から採用までの間に、特定性犯罪の前科の有無を確認する場合があります。

8 給与、休暇等〔令和8年4月1日現在〕

（１）給 与

- ・ 初任給は、医師免許取得日より、一定の基準に基づいて決定されます。
（例１）医歴２０年、課長級での採用の場合 年収１,３５０万円程度
（例２）医歴１０年、係長級での採用の場合 年収１,０９０万円程度
※年収例は、給料、地域手当、初任給調整手当、管理職手当及び期末・勤勉手当を基に算出した概算額です。通勤手当、扶養手当、住居手当等は含みません。
- ・ 通勤手当１箇月当たり最高１５０,０００円、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当が該当者に支給されます。
- ・ 昇給は原則年１回
- ・ 採用時の職位及び給与は、医師免許取得後の職務経験、職務内容等を踏まえ、一定の基準に基づき決定します。

（２）勤務時間

- ・ ８時３０分～１７時１５分（土日、祝日、年末年始休日除く）
- ・ 所属長の許可により次の時間帯による勤務が可能です。
 - ７時３０分～１６時１５分
 - ８時００分～１６時４５分
 - ９時００分～１７時４５分
 - ９時３０分～１８時１５分
 - １０時００分～１８時４５分

（３）休暇制度

- ・ 年次休暇２０日（年間最大４０日）
- ・ 特別休暇（夏季休暇、公民権行使、結婚、出産、配偶者の出産、子の看護、忌引、ボランティア休暇など）あり

（４）営利企業従事等の制限の特例について

地方公務員法により、営利企業への従事等は制限されていますが、専門医資格や臨床技術の維持等を目的とし、行政医師としての職務遂行に支障がなく、かつ許可基準に該当するものとして、事前に総務企画局人事部人事課と協議を行い、許可を受けた場合に限り、他の医療機関における診療業務等が認められます。

また、必要に応じて学会等への参加や、社会医学系専門医の研修等の受講が認められる場合がありますので、御相談ください。

(5) 福利厚生

- ・ 共済組合の各種給付、年金制度等があります。

※ただし、上記の内容は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。また、採用時期により休暇等付与数・年収は変動することがあります。

9 問い合わせ先

(1) 職務概要について

こども未来局南部児童相談所

電話：044-542-1234（代表）

メール：45nanzi@city.kawasaki.jp

(2) その他について

総務企画局人事部人事課

電話：044-200-3885（直通）

メール：17zinzi@city.kawasaki.jp